

草津町学校子育て支援

「家族体験学びの日」学校特別休暇制度について

草津町では観光業などに従事する就労者が約9割を占めており、休日に家族そろって休めない保護者、家族を応援するための学校特別休暇制度を設けました。

観光立町として平日の児童生徒が家族と一緒に過ごし学びやふれあいの機会を増やすため欠席とはせず「出席停止等」とします。



活用までのながれ

- 計画を立てよう
 - ・どこへ行くか、何を学ぶかなど、家族と一緒に計画を考えよう。
 - ・計画をもとに、申請の準備をしましょう。
- 申請手続きをしよう
 - ・出かける前に、申請手続きをしましょう。
 - ・校長の承認を受ければ手続きは完了です。
- 休暇当日
 - ・家族と一緒に、学校外での活動や体験の学びを発見してください。
- 振り返り
 - ・帰宅後、活動を振り返り家族で話をしましょう。



ご留意していただきたいこと

- ☑ 「家族体験学びの日」は、早めに学校へ申請してください。保護者の休暇取得の都合で急な取得となった場合は前日（土日祝日を除く）まで申請を受け付けます。
 - ☑ 保護者等と家族で本来の登校日である平日に過ごす場合に取得できます。
 - ☑ 単年度内に**最大3日間**まで取得することができます。
 - ☑ 休暇を取ることで受けられない授業内容は、家庭で自習をお願いします。
「家族体験学びの日」を取得した子どもには、欠席扱いとはせず授業で使用したプリントなどがある場合には、学校から後日お渡しすることができますので、家庭で自習によって補ってください。
 - ☑ 以下の期間は「家族体験学びの日」を取ることはできません。
 - ①入学式、卒業式、始業式、終業式
 - ②運動会、町内祭典、校内各大会
 - ③修学旅行、野外活動などの宿泊学習
 - ④定期テスト、職場体験学習
- ※これ以外に支障がある場合は、各学校が判断します。

こんなことをしてみよう

活動例

家族で・・・

- ①旅行
- ②植物や動物などの自然観察
- ③キャンプやアウトドア活動
- ④農業・創作体験
- ⑤体験学習・・・・・・・・等

●新たなスポーツの発見

普段学校で経験できないスポーツを家族で体験しよう。



●博物館や美術館などの施設見学

歴史や絵画、映画など施設をめぐり学びの体験をしよう。



●自然を体験しよう

山や海など自然にふれ、そこでしかできない体験をしてみたり写真などに記録をしてみよう。



●いろいろな観光地を巡ろう

草津以外の観光地を巡り草津温泉との違いを家族で比較してみよう。



●草津温泉を知る

町内の知らない施設をめぐり草津温泉の魅力や歴史を家族で学んでみよう。



休暇制度のQ & A

Q どんな時に申請できますか。

この制度は家族で一緒に過ごすことを趣旨としていることから子どもたちだけで遊ぶなど趣旨と異なった休暇の取得はできません。

Q 申請書にある目標はどんなことを記入すればよいのですか。

この制度を利用するにあたって大切なことは「家族で何をするか」が重要ですので、休暇を取得してやりたいことを記入してください。

【例】家族で〇〇に出かける、キャンプをする、海に行く、工場見学に行く等。

Q 連続して取得はできますか。

連続して取得はできますが、使わなかった日数を翌年度へ繰り越すことはできません。

Q 受けれなかった授業の遅れが心配です。

あくまでも休暇取得は推奨であり義務ではありません。学校ではインフルエンザや忌引きなどと同じく出席停止と同じ扱いになります。授業で使用したプリントなどがある場合には、学校から後日お渡しすることができますので家庭で自習によって補っていただくようお願いします。

・・・お問合せ先・・・

- ◆制度に関すること
- ◆申請に関すること

草津町教育委員会事務局 学校教育係 TEL88-0005
各学校の担任や教頭 小学校 TEL88-2156
中学校 TEL88-2227